

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）に定めるもののほか、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(借受資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。</p> <p>(1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（別表第1の婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>(担保又は保証人)</u></p> <p>第5条 <u>沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）に定めるもののほか、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付け並びに沿岸漁業改善資金の貸付けを行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対する当該貸付けに必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 融資機関に対し県貸付金を貸し付ける場合における償還期間等については、前項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(借受資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。</p> <p>(1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（別表第1又は別表第2の婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第5条 削除</p>

3 申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が当該資金により漁船を建造する場合は、原則として当該漁船を担保として提供するものとする。

5 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が、第1項の規定による連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

6 前項の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機械、施設を優先するものとする。

（貸付資格の認定の申請等）

第6条 申請者は、別に定める様式による貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）その他知事が必要と認める書類を添えて、当該申請者の住所地（団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第14条第2項の規定により東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所地在その地区内に含む経由漁協がない場合にあつては、信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 委託事務処理機関は、前項の規定による認定申請書の提出があつたときは、速やかに当該認定申請書を申請者の住所地在を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に送付しなければならない。

3 局長は、前項の規定による認定申請書の送付があつたときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資料等を添えて、知事に送付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由

（貸付資格の認定の申請等）

第6条 貸付資格の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）その他知事が必要と認める書類を添えて、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつては東日本信用漁業協同組合連合会（第14条を除き、以下「委託事務処理機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、知事に提出しなければならない。

2 委託事務処理機関又は融資機関は、前項の規定による認定申請書の提出があつたときは、速やかに当該認定申請書を申請者の住所地在（団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に送付しなければならない。

3 局長は、前項の規定による認定申請書の送付があつたときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該認定申請についての適否に関する意見を添えて、知事に送付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、県から直接貸付け

により認定申請書を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は所管する局長を経由して知事に提出しなければならない。

(貸付資格の認定及び貸付けの決定)

第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により認定申請書及び貸付申請書を受理したときは、運営協議会の意見等を参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、別に定める様式による貸付資格認定書及び別に定める様式による貸付決定通知書により申請者に通知するとともに、その旨を經由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を經由して認定申請書及び貸付申請書を受理した場合にあつては、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

を受けようとする場合であつてやむを得ない理由により認定申請書を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は局長を経由して知事に提出することができる。

(貸付資格の認定)

第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により認定申請書を受理したときは、運営協議会の意見等を参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付資格の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を行ったときは、別に定める様式による貸付資格認定書により申請者に通知するとともに、その旨を認定申請書を經由した委託事務処理機関又は融資機関及び局長に通知するものとする。貸付資格の認定をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

(貸付けの申請)

第7条の2 県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「貸付申請者」という。）は、第6条第1項又は第4項の規定による貸付資格の認定の申請の際、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）を、委託事務処理機関及び局長を經由して（同項の規定に基づき認定申請書を提出する場合にあつては、直接又は局長を經由して）、知事に提出するものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による貸付申請書の提出について準用する。この場合において、同条第3項中「意見」とあるのは、「意見及び貸付けの決定に参考となる資料等」と読み替えるものとする。

(担保又は保証人)

第7条の3 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。

3 貸付申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 貸付申請者が当該資金により漁船を建造する場合は、原則

(借用証書)

第8条 申請者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、別に定める様式による沿岸漁業改善資金借用証書（以下「借用証書」という。）を所管する局長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により認定申請書を提出させた場合にあつては、前項の借用証書を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

として当該漁船を担保として提供するものとする。

5 貸付申請者が、第1項の規定による連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付申請者は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

6 前項の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機械、施設を優先するものとする。

(貸付けの決定等)

第8条 知事は、貸付申請書を受理したときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による貸付けの決定について準用する。この場合において、同条第2項中「貸付資格認定書」とあるのは「貸付決定通知書」と、「又は融資機関及び」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

3 貸付申請者は、前項において読み替えて準用する第7条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、別に定める様式による沿岸漁業改善資金借用証書を局長を経由して知事に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定に基づき認定申請書を提出した場合にあつては、沿岸漁業改善資金借用証書を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第8条の2 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「借入申込者」という。）は、第6条第1項の規定による貸付資格の認定の申請の際、別に定める様式による沿岸漁業改善資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）を当該融資機関に提出するものとする。

2 融資機関は、第6条第2項の規定により認定申請書を局長に送付する際、前項の規定により提出を受けた借入申込書の写しを添付するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による県貸付金貸付申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により県貸付金貸付申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、県貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

5 知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定を行っ

たときは、融資機関に対し、別に定める様式による県貸付金貸付決定通知書を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定により県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し別に定める様式による貸付決定通知書を交付するものとする。

7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による県貸付金支払請求書を知事に提出するものとする。

8 県貸付金の交付は、前項の規定による支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、別に定める様式による県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

9 融資機関は、借入申込者との貸付契約を別に定める様式による沿岸漁業改善資金借用証書により行うものとする。この場合において、融資機関は、当該借受者に対し当該沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、借入申込者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を沿岸漁業改善資金の貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(事業実施の報告等)

第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付後3月（別表第1の漁業経営開始資金にあつては、6月）以内に貸付金の使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けて、

(事業実施の報告等)

第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付後3月（別表第1又は別表第2の漁業経営開始資金にあつては、6月）以内に貸付金の使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、貸付けの

この期間を延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式による事業実施報告書（以下「事業実施報告書」という。）を、認定申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

4 第2項の場合において、借受者が別表第1の操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であって、当該貸付けについて、別表第2の貸付条件欄に掲げる貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格の認定の取消し）

第10条 知事は、借受者が第7条第2項の規定による貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、事業計画書の内容が達成できない見込みとなった場合は、当該事業計画書に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するものとする。

（期限前償還）

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）の承認を受けて、この期間を延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式による事業実施報告書を貸付決定機関に提出しなければならない。この場合において、貸付決定機関が知事であるときは、貸付申請書の経由機関を経由して提出するものとする。

3 融資機関は、前項の規定により事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに別に定める様式による県貸付金事業実施報告書を知事に提出するものとする。

4 第2項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

5 第2項の場合において、借受者が別表第1又は別表第2の操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であって、当該貸付けについて、別表第3の貸付条件欄に掲げる貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

6 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格の認定の取消し）

第10条 知事は、借受者が事業計画書の内容を達成する見込みがなくなった場合は、当該事業計画書に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知するものとする。

（期限前償還）

第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

第12条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに認定申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第13条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を経由して認定申請書を受理した場合にあっては、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

(1) 第10条第1項の規定により貸付資格の認定の取消しを受けたとき。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、償還期限にかかわらず、融資機関に対し県貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

(1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

(3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第12条第2項において準用する法第10条の規定に基づき猶予したことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までにを行うことができない場合を除く。）。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

第12条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。この場合において、貸付決定機関が知事である場合は、貸付申請書の経由機関を経由して提出するものとする。

(支払猶予の決定)

第13条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（以下「支払猶予決定通知書」という。）を支払猶予申請者に交付するとともに、その旨を委託事務処理機関及び局長に通知するものとする。

3 融資機関は、前条の支払猶予申請書を受理したときは、速やかに、知事に対し別に定める様式による沿岸漁業改善資金

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第11条の規定により違約金を徴収するものとする。

(貸付事務の委託)

第14条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を信漁連に委託することができる。

2 前項の規定に基づき委託を受けた信漁連は、その事務の一部を水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合に委託することができる。

(農商工等連携促進法の特例)

第15条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第14条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第5条第3項	沿岸漁業従事者等	中小企業者
第6条第1項	当該申請者の住所地（団体	農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等の住所地（そのものが団体

県貸付金支払猶予申請書を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に別に定める様式による沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書を交付するものとする。

4 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、支払猶予決定通知書により支払猶予申請者に通知するものとする。

5 知事は、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を支払猶予申請者又は融資機関（貸付決定機関が知事である場合にあつては、支払猶予申請者及び貸付申請書の経由機関）に通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第11条の規定により違約金を徴収するものとする。

(貸付事務の委託)

第14条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

(農商工等連携促進法の特例)

第15条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第14条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第6条第2項	申請者	農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等

--	--	--

2 農商工等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	<u>及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）</u>	<u>並びに別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）</u> 及び農商工等連携促進法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画
--------	--	---

[略]

別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

[略]

<u>第7条の3第3項</u>	<u>沿岸漁業従事者等</u>	<u>中小企業者</u>
-----------------	-----------------	--------------

2 農商工等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	<u>その他</u>	及び農商工等連携促進法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画 <u>その他</u>
--------	------------	--

[略]

別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

[略]

別表第2 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年

10年以内（据置期間4年

別表第2 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年

10年以内（据置期間4年

別表第2 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年

10年以内（据置期間4年

別表第2 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年

10年以内（据置期間4年

別表第2 経営等改善資金の款新養殖技術導入

5年以内（据置期間3年

6年以内（据置期間4年

--	--

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第16条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）	並びに別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
[略]		
別表第1 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項	[略]	

資金の項		
別表第2 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	11年以内（据置期間4年）	13年以内（据置期間6年）
別表第2 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	11年以内（据置期間4年）	13年以内（据置期間6年）

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第16条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	その他	及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画 その他
[略]		
別表第1 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項	[略]	
別表第2 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の項	8年	10年

--	--

(六次産業化法の特例)

第17条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第5条第3項	沿岸漁業従事者等	促進事業者
第6条第1項	当該申請者の住所地（団体	六次産業化法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等である沿岸漁業従事者等の住所地（そのものが団体

金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項		
別表第2 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	5年	6年
別表第2 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	11年	13年
別表第2 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	11年	13年
別表第2 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項	11年	13年

(六次産業化法の特例)

第17条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第6条第2項	申請者	六次産業化法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等である沿岸漁業従事者等
第7条の3第3項	沿岸漁業従事者等	促進事業者

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	<u>及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）</u>	<u>並びに別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）</u> 及び六次産業化法第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画
--------	--	---

[略]

別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

[略]

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	<u>その他</u>	及び六次産業化法第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画 <u>その他</u>
--------	------------	--

[略]

別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

[略]

別表第2 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年）

10年以内（据置期間4年）

別表第2 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年）

10年以内（据置期間4年）

別表第2 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年）

10年以内（据置期間4年）

別表第2 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

8年以内（据置期間2年）

10年以内（据置期間4年）

別表第2 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項

5年以内（据置期間3年）

6年以内（据置期間4年）

別表第2 経営等改善資金の款資源管理型漁業

11年以内（据置期間4年）

13年以内（据置期間6年）

--	--

推進資金の項		
別表第2 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	11年以内（据置期間4年）	13年以内（据置期間6年）

（みどりの食料システム法の特例）

第18条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第25条第1項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第6条（第7条の2第2項において準用する場合を除く。）、第7条（第8条第2項において準用する場合を除く。）及び第10条第1項の規定は、適用しない。

第7条の2第1項	は、第6条第1項又は第4項の規定による貸付資格の認定の申請の際	は
	を、	及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第23条に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）を、
	同項の規定に基づき認定申請書を提出する	やむを得ない理由により委託事務処理機関を経由して提出することが困難である
第7条の2第2項	意見」とあるのは、「	認定申請」とあるのは「貸付申請」と、「意見」とあるのは「

第8条第1項	ときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査し	場合において、貸付申請者が貸付資格の認定があったものとみなされる者に該当し、かつ
第8条第2項	又は	認定申請書」とあるのは「貸付申請書」と、「又は
第8条の2第1項	は、第6条第1項の規定による貸付資格の認定の申請の際	は
	を当該	及び認定計画を当該
第8条の2第2項	は、第6条第2項の規定により認定申請書を局長に送付する際	は
	を添付する	及び認定計画を知事に送付する
第10条の見出し	貸付資格の認定の取消し	借受者等に対する通知
第10条第2項	前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により	借受者が認定計画のうち経営等改善措置に係る部分の計画を達成する見込みがなくなったと認めるときは、その旨を
第11条第1項第1号	第10条第1項	第18条の規定により読み替えて適用される第10条第2項
	より貸付資格の認定の取消し	よる通知
別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化	7年	9年

機器等設置資金の項		
別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	7年	9年
別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	7年	9年
別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	7年	9年
別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	4年	5年
別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	10年	12年
別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	10年	12年
別表第2 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	8年	10年
別表第2 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	5年	6年
別表第2 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	11年	13年
別表第2 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	11年	13年

(補則)

第18条 [略]

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁船作業省力化機器等設置資金の項	[略]
[略]	

(補則)

第19条 [略]

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	[略]
[略]	

別表第2（第2条、第4条、第9条関係）

資金の種類		償還期間等
経 営 等 改 善 資 金	操船作業省力化機器等設置資金	8年以内（据置期間2年以内を含む。）
	漁ろう作業省力化機器等設置資金	8年以内（据置期間2年以内を含む。）
	補機関等駆動機器等設置資金	8年以内（据置期間2年以内を含む。）
	燃料油消費節減機器等設置資金	8年以内（据置期間2年以内を含む。）
	新養殖技術導入資金	5年以内（据置期間3年以内を含む。）
	資源管理型漁業推進資金	11年以内（据置期間4年以内を含む。）
	環境対応型養殖業推進資金	11年以内（据置期間4年以内を含む。）
	乗組員安全機器等設置資金	6年以内（据置期間2年以内を含む。）
	救命消防設備購入資金	救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては3年以内（据置期間1年以内を含む。）、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型

漁船緊急連絡装置を購入する場合
にあつては6年以内（据置期間1
年以内を含む。）

漁船転覆防止機器
等設置資金 6年以内（据置期間2年以内を含
む。）

漁船衝突防止機器
等購入等資金 6年以内（据置期間1年以内を含
む。）

漁具損壊防止機器
等購入資金 6年以内（据置期間1年以内を含
む。）

大型クラゲ混獲防
止漁具設置資金 6年以内（据置期間2年以内を含
む。）

養殖ワカメ省力化
機器等導入資金 6年以内（据置期間2年以内を含
む。）

生 生活合理化設備資
活 金
改 善
資 金
金
生活合理化設備資
金
し尿浄化装置又は改良便その設
置に必要な資材を購入する場合に
あつては4年以内（据置期間1年
以内を含む。）、自家用給排水施
設（動力ポンプを除く。）又は太
陽熱利用温水装置の設置に必要な
資材を購入する場合にあつては3
年以内（据置期間1年以内を含む
。）

住居利用方式改善
資金 8年以内（据置期間1年以内を含
む。）

婦人・高齢者活動
資金 4年以内（据置期間1年以内を含
む。）

青 研修教育資金 6年以内（据置期間2年以内を含
年 む。）

漁 高度経営技術習得
業 資金 6年以内（据置期間1年以内を含
者 む。）

等 漁業経営開始資金 11年以内（据置期間4年以内を含
養 む。）

成
確
保
資
金

別表第2（第9条関係）

[略]

別表第3（第9条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる沿岸漁業改善資金から適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。